

わたしらしく・その人らしく、
すべての女性が希望をもって
人生を歩める社会へ

第1次豊島区困難女性支援基本計画 ミニブック



一人でかかえ込んで いませんか？



Q 新しくこの計画をつくったのはなぜ？

女性を支援する法律が新しくつくられたためです。

令和6年4月、日常生活や社会生活で、様々な事情から困難な問題に直面した女性を支援するため、「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)**」が施行されました。「女性の福祉の増進」「人権の尊重や擁護」「ジェンダー平等」を基本理念とし、困難な問題を抱える女性本人の意思を尊重した支援を、関係機関や民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすることが明示されました。

豊島区はこれまで、コロナ禍で顕在化した若年女性の孤立や貧困などの課題に着目し、「**すずらんスマイルプロジェクト**」や「**すずらん・ネット会議**」などを立ち上げ、民間団体と連携しながら、区をあげて支援に取り組んできました。

こうした背景から、困難な問題を抱える女性への支援を総合的かつ体系的に推進するために「**第1次豊島区困難女性支援基本計画**」を策定しました。

Q 支援を受けられる人はどんな人？

様々な理由で生きづらさを抱える女性(性自認[※]を含む)です。

例えば、「**性的な被害**」にあった、「**予期せぬ妊娠等**」の問題を抱えている、不安定な就労状況、経済的困窮、孤立などの状況にある(またそうなるおそれのある)女性であれば、**年齢、障害の有無、国籍などを問わず支援**の対象者としています。

[※]自分の性別を、自分でどのように認識しているかということで、「心の性」ともいいます。

Q 支援するのは区(行政)？

区や都などの行政機関はもとより、女性支援の関係機関や民間団体等とともに支援していきます。



🔍 具体的な支援の内容は？

早い段階から相談につながるよう、様々な方法で幅広く周知するとともに、居場所づくりなどを進めていきます。

安心して暮らすために必要な**心身の健康や生活・就労、住まいの支援**を行います。

必要な支援につながるよう、**女性相談支援員を中心に関係部署、関係機関、民間団体と連携**し、幅広い相談を受け止め、寄り添い続ける支援に取り組みます。

また、支援員や相談員などのスキルアップにつながる研修やメンタルヘルス対策等に取り組むとともに、支援の輪を地域に広げるためのネットワークづくりや、区民・事業者への普及啓発も進めていきます。

主な取組や事業はP4～P9でご紹介しています。

🔍 計画の期間は？

令和7年度～令和8年度の2年間です。

令和9年度以降は次期「としま男女共同参画推進プラン（計画期間：令和9年度～令和13年度）」と一体になった計画として改定する予定です。



豊島区長 高際みゆき

令和3年、生きづらさを抱える若年女性を確かな支援につなぐ「すずらんスマイルプロジェクト」を立ち上げ、令和5年には、困難女性支援法施行に先駆けて、支援調整会議の若年女性版試行モデル「すずらん・ネット会議」を設置するなど、全庁横断的な体制を取りつつ、民間支援団体等との連携・協働を行いながら若年女性支援を進めてきました。

こうした本区ならではの「強み」を活かし、このたび、様々な困難な問題を抱えた女性を支援するため、第1次豊島区困難女性支援基本計画を策定しました。

本計画のもと、困難な問題を抱える女性に寄り添い、当事者の意思を尊重しつつ、つながり支えることで、安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

計画の策定に当たっては、豊島区男女共同参画推進会議の委員の皆様をはじめ、関係機関や民間団体、区民の皆様から貴重なご意見やご提案をいただきました。ご協力に深く感謝を申し上げます。

すべての女性が未来に希望を持ち、自分の人生を自分らしく歩める社会を実現するために全力を尽くしてまいります。皆様のご理解とご協力を心よりお願いいたします。

【計画の特徴】

1. 基本理念	困難な問題を抱える女性が対象の計画ですが、この計画に取り組んでいくことは、すべての人の人権尊重や福祉の増進に寄与します。
2. すずらんスマイルプロジェクト	3年間にわたるプロジェクトのノウハウを生かした取組や事業(届ける情報発信、民間団体との連携、庁内組織横断)を反映させています。
3. 若年女性支援の充実	本区の先駆的取組でもある、支援が必要でも行政につながりにくい若年女性への支援についてももしっかり取り組んでいくことを明記しています。
4. 当事者のエンパワーメント*	困難な問題を抱える女性への支援には、女性のエンパワーメントが重要となるため、重点事業のひとつに選定しました。

※その人が本来持っている長所・力・強さに着目して支援し、また環境を整えることで、その人自身が自ら持つ長所や能力に気づき、自信を得て、個人として、また社会の一員として生活や環境をコントロールできるような自律的な力を発揮できるようになることをいいます。

【計画の体系(目標と施策の方向、施策)】

目標

困っている女性をともに支えるまち

施策の方向

1

早期把握から自立まで

切れ目ない多様な支援の提供

P.4

1 早期把握のための仕組みづくり

2 健康・生活・就労・居住支援の充実

施策の方向

2

様々な困難を抱える女性への支援の推進

P.5

3 若年女性支援の充実

4 複合的課題を抱える女性への支援

施策の方向

3

多様な主体による支援体制整備

P.6

5 庁内外支援体制の整備

6 民間団体や関係機関との協働の推進

7 困難女性支援に対するすべての人の理解の促進



施策の方向 1

早期把握から自立まで切れ目ない多様な支援の提供

1 早期把握のための仕組みづくり

- **課題** ・行政の相談窓口は、認知度の低さやハードルの高さもあり、悩みごとの相談先として利用される方が多くありません。
・気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができる居場所の提供が必要です。
- **取組** ・相談窓口や区取組について、ホームページや広報紙、SNSなど様々な方法で幅広く周知するとともに、誰もが相談しやすい体制を整えます。
・気軽に安心して立ち寄ることのできる居場所を提供し、早期把握・早期支援を行います。

● こんなことやります！

早い段階での支援対象者の把握

必要な支援が届いていない方に積極的な働きかけを行い、情報や支援を届けます。

気軽に立ち寄れる居場所の整備

区施設や空き家を活用し、気軽に立ち寄れる居場所をつくります。

2 健康・生活・就労・居住支援の充実

- **課題** ・困難な問題を抱える女性が自立した生活を送るためには、多様な支援を切れ目なく包括的に提供することが求められます。
- **取組** ・安心してその人らしく暮らすための第一歩として重要な健康支援をはじめ、生活に関する支援、就労に関する支援、住まいに関する支援等の多様な支援を行います。

● こんなことやります！

こころと身体の健康支援

医療機関等と連携し、専門的な支援や寄り添った支援を行います。

生活・就労に関する支援

関係機関と連携し、相談の場を整え、安定的な生活を送ることが出来る力を身につけるための支援を行います。

住まいの支援

詳しくはP8をご覧ください。

施策の方向 2

様々な困難を抱える女性への支援の推進

3 若年女性支援の充実

- **課題** ・若年女性は行政の支援が届きにくい現状があります。
・つながるための支援、つながり続ける支援を行うためには、民間団体や関係機関、当事者世代等との連携をさらに強化していくことが求められます。
- **取組** ・庁内外の様々な支援機関や団体等と連携して、それぞれの強み・資源を活用して、適切な支援に取り組むための体制を整えます。

● こんなことやります！

すずらんスマイルプロジェクトの推進
詳しくはP9をご覧ください。

ヤングケアラー[※]や予期せぬ妊娠に悩んでいる方などへ必要な支援の充実

関係機関と連携し、必要な支援を継続して行います。

※家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

子どもや若者に向けた啓発と予防教育の充実

デートDV[※]や性と生に関する健康等の啓発・教育を進めます。

※結婚前の恋人間の暴力のこと。親密な関係になるにつれて、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が起こりやすい。

地域と連携した自殺予防のための啓発活動を行います。

4 複合的課題を抱える女性への支援

- **課題** ・障害のある女性や、外国人女性、多様な性自認・性的指向の人々[※]等は、複合的に困難な状況に置かれやすい傾向があります。そのような状況にあることを理解し、支援対象者が必要とする支援に取り組む体制づくりが求められます。
※一般的に「性的マイノリティ」「LGBT」等と呼ばれることが多い当事者について、豊島区では「多様な性自認・性的指向の人々」という語句を用いて表現しています。
- **取組** ・女性相談支援員を中心に、庁内外の関係機関や民間団体と連携し、幅広い相談を受け止め、寄り添い続ける支援体制を整えます。

● こんなことやります！

女性相談支援員を中心とした幅広い支援
女性相談支援員と各種相談窓口の連携を図り、円滑な相談支援を進めます。

支援対象者のニーズに合わせて、関係機関との連携・調整を進めます。

様々な方々への支援

障害者、高齢者、外国人、犯罪被害者、多様な性自認・性的指向の人々等に対して、それぞれの立場に寄り添った支援に取り組みます。

施策の方向 3

多様な主体による支援体制整備

5 庁内外支援体制の整備

- **課題** ・支援対象者のニーズを丁寧に汲み取り、寄り添いながら、すぐに必要な支援をスタートできる体制が求められます。
- **取組** ・庁内外の多様な支援主体が連携し、その知識・強み・資源を最大限活用した支援体制を整えます。

● こんなことやります！

支援調整会議の設置

行政・関係機関・民間団体等間での情報交換や支援の内容を協議する会議体を設置します。

相談支援機能の強化

警察や民間団体と連携した相談体制を確保します。

女性相談支援員等の質の向上につながる研修を充実させるなど、スキルアップに取り組みます。

支援員・相談員のメンタルヘルス対策を行います。

6 民間団体や関係機関との協働の推進

- **課題** ・区、民間団体双方がお互いの状況を理解し、尊重しあいながら支援のための協働体制を整備することが求められます。
- **取組** ・民間団体との意見交換等を通じ、それぞれの知見と経験を活かしていきます。
 - ・団体間の橋渡しや、協働による様々な女性支援事業を行います。

● こんなことやります！

ネットワークの構築

行政・関係機関・民間団体等の顔の見える関係づくりにより連携体制を強化します。

関連職員研修を実施します。

協働事業の実施

民間団体の強みを活かした協働事業を展開します。



7 困難女性支援に対するすべての人の理解の促進

- **課題** ・支援対象者が、相談や支援を受けられることに気づいていない場合があります。
 ・法の施行から日が浅く、趣旨が十分浸透していないことや、地域全体でどのように困難な状況にある女性を支えていくかという課題があります。
- **取組** ・困難な状況にある女性が、「自身がかげがえのない存在であること、支援を受けられること」に気づき、また、支援につなげられるよう取り組みます。
 ・すべての人が困難な問題を抱える女性とその支援の必要性を理解し、誰もが支援者となって、地域全体で支え合えるよう意識啓発を進めます。

● こんなことやります！

当事者のエンパワーメント

自己肯定感向上や支援を受けられるという意識啓発を充実させます。

当事者同士や支援者がつながるよう取組を進めます。

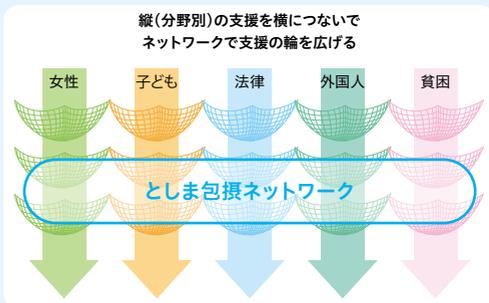
区民・事業者等への普及啓発

様々な機会を活かして困難な問題を抱える女性への理解を進めます。

相談窓口や活用できる制度を積極的に周知します。

民間団体の紹介 としま包摂ネットワークの取組

- すべての人がその人らしく生きるために必要な「味方」とそれぞれの長所に目を向けて「出番」をつくり、サポートする包摂的なネットワークです。
- 区内のさまざまな強みやリソース(資源)を持つ支援団体や人をつなぎ、気軽にサポートを求めあえるような関係構築を目指して、令和5年に立ち上げられました。
- 地域では多種多様な団体がその目指すところにより、特徴ある支援活動を行っていますが、限定的な活動範囲により孤立していることがあります。
- 主にメーリングリストを支援ツールとして活用しながら、支援者間のネットワークをつくり、複合的な問題に様々な角度から取り組めるよう、また、地域全体で包摂的なサポートができるよう、地域サポーター養成セミナーを開催して、担い手を増やしています。
- 事務局を法律事務所が担当しているので、司法による問題解決につなげやすいのも「強み」のひとつです。



豊島区の強み ~独自の取組紹介~

「空き家利活用事業」と居住支援

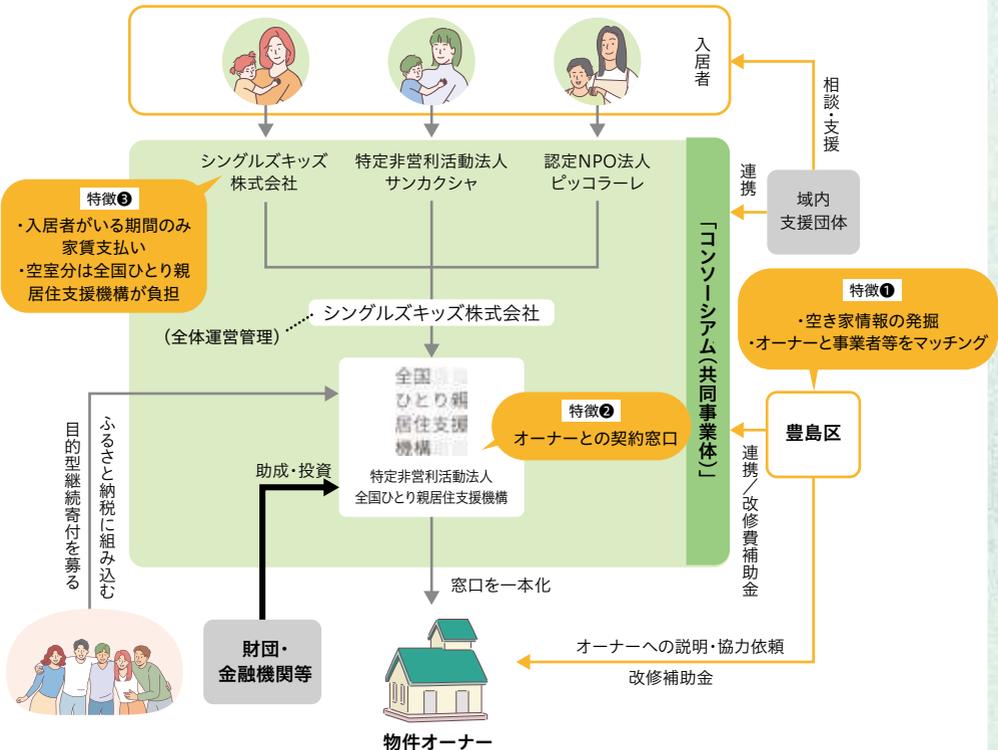
平成31年から空き家を福祉的な住居や施設、地域コミュニティのための施設等に活用する事業を行っています。この事業は空き家のオーナーと空き家を活用したい事業者をマッチングし、事業化となった場合に改修費の補助や運営の支援を行うもので、様々な支援を通じて、より住みやすい体制づくりを目指しています。

また、シングルマザー向けのシェアハウスについては「豊島区モデル」として、社会課題でもある空き家問題と、住まいの支援の両者の課題解決を目指しています。



ひとり親向けシェアハウス

「豊島区モデル」のスキーム図



「なんとなく生きづらい」を
「たしかな支援」につなげていく、
若い世代の女性のための支援プロジェクト



生きづらさを抱えた若年女性を確かな支援につなげることを目的に、令和3年1月29日に立ち上げたプロジェクトです。

当初は現区长である高際みゆき副区長をリーダーに、女性管理職10名で活動していましたが、現在は当事者に近い若手女性職員も活動に参加しています。

令和5年度からは男性職員もメンバーに加えるなど体制を強化し、全庁的に取り組んでいます。

具体的には、自治体初となる生理用品の無償配布や、当事者目線のホームページや支援リーフレットの作成、SNSを活用したターゲティング広告^{*}の実施などを行っています。

また、令和6年4月施行の「困難女性支援法」に基づく「支援調整会議」の試行モデルとなった「すずらん・ネット会議」をはじめ、民間団体や大学、企業等との連携を一層強化し、様々な取組を進めています。

「豊島区困難女性支援基本計画」は、3年間にわたるすずらんスマイルプロジェクトの取組から得た、支援のあり方や支援体制の整備など、そのノウハウを取り入れた計画となっています。

^{*}ターゲットとなる層の属性を考慮し、興味・関心を推測して広告配信する手法。



詳しくはこちらから



イベントでのPR活動

こうして計画を進めていきます

- 全庁的な体制で、関係機関や民間団体と連携し、地域一体となって取り組んでいきます。



関係機関・民間団体の声

令和6年に調査を行い、困難な問題を抱える女性への支援に関する現状や課題を把握し、計画に反映させました。

支援の課題



支援者間の
ネットワーク形成



支援員の確保
と人材育成



支援対象者の早期発見・把握のためアウトリーチの
手法の検討

連携の課題



つなぎ先が多く、
労力がかかる



連携の機会が
少ない



連携する際の
情報共有が不十分

豊島区に取り組んでも もらいたいこと



意見交換会や
勉強会等の開催



行政窓口の周知



継続的な支援



区の相談窓口の一部を紹介します

● 女性の相談

[一般相談]

男女・夫婦・親子・しごと・生き方・
人間関係などについての相談

男女平等推進センター

TEL: 03-3980-7830

[専門相談]

法律相談・こころ相談・DV専門相談

男女平等推進センター(予約電話)

TEL: 03-5952-9501



● 女性・ひとり親家庭に関する相談

女性の日常生活全般での悩みごと・
ひとり親の不安などの相談

子育て支援課

TEL: 03-3981-2119



● 子ども若者総合相談「アシスとしま」

家族のこと、友人のこと、性のこと
など幅広い内容の相談

アシスとしま

TEL: 03-4566-2476



本計画はこちらの
二次元コードから
ご覧ください。

二次元コードは令和7年3月時点のものです。
最新情報は区のホームページからご覧ください。

令和7年3月

発行: 豊島区男女平等推進センター (エポック10)